

航空機の使用及びとう乗に関する訓令を次のように定める。

昭和36年1月12日

防衛庁長官 西村直巳

航空機の使用及び搭乗に関する訓令

改正	昭和37年11月1日庁訓第73号 昭和38年4月1日庁訓第14号 昭和41年4月11日庁訓第13号 昭和42年7月26日庁訓第14号 昭和43年1月19日庁訓第1号 昭和47年11月21日庁訓第57号 昭和48年2月17日庁訓第6号 昭和50年6月4日庁訓第26号 昭和59年6月30日庁訓第37号 昭和60年4月6日庁訓第19号 昭和60年10月31日庁訓第37号 昭和61年12月19日庁訓第44号 昭和62年3月24日庁訓第4号 昭和62年5月21日庁訓第15号 平成元年3月14日庁訓第9号 平成4年6月19日庁訓第45号 平成4年8月10日庁訓第49号	平成6年3月28日庁訓第17号 平成6年11月18日庁訓第58号 平成8年10月18日庁訓第52号 平成9年1月17日庁訓第1号 平成10年2月26日庁訓第3号 平成11年8月24日庁訓第45号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成13年2月26日庁訓第9号 平成13年11月2日庁訓第76号 平成15年8月1日庁訓第59号 平成16年7月28日庁訓第60号 平成18年3月27日庁訓第12号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年3月27日庁訓第10号 平成19年8月30日庁訓第145号 平成20年1月15日庁訓第1号	平成20年3月25日省訓第12号 平成21年7月29日省訓第48号 平成24年9月4日省訓第32号 平成24年11月26日省訓第38号 平成25年1月17日省訓第4号 平成26年5月30日省訓第35号 平成26年7月24日省訓第40号 平成27年10月1日省訓第39号 平成28年3月28日省訓第18号 平成29年6月23日省訓第39号 平成30年3月26日省訓第15号 平成30年9月14日省訓第39号 令和元年6月21日省訓第9号 令和2年12月28日省訓第28号 令和3年7月9日省訓第48号 令和6年7月11日省訓第278号
----	---	--	---

航空機の使用及びとう乗に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第27号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、自衛隊における航空機の使用及び搭乗に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 「幕僚長」とは、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
- 「隊員」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員をいう。
- 「各自衛隊」とは、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊をいう。
- 「部隊等」とは、各自衛隊の部隊及び機関（共同の部隊（自衛隊法第21条の2第1項の規定に基づき置かれる部隊をいう。）及び共同の機関（自衛隊法第24条第5項により置かれる機関をいう。）を含む。）並びに自衛隊法第22条第1項又は第2項の規定に基づき編成された特別の部隊をいう。
- 「航空部隊等」とは、航空機を装備（一時使用及び航空機の整備等のための保管並びに護衛艦等への搭載を含む。）する部隊等をいう。
- 「航空機使用者」とは、幕僚長、防衛大学校等（防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁をいい、防衛装備庁の施設等機関を含む。以下同じ。）の長、航空部隊等の長を指揮監督する部隊等の長及び航空部隊等の長をいう。
- 「航空業務」とは、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号）第2条各号に規定する業務のうち航空機に乗り組まないで行う整備を除くものをいう。
- 「航空従事者」とは、航空業務に従事する隊員のうち航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令第5条第1項に規定する航空従事者で、別に定める適性及び身体基準に合致している隊員をいう。
- 「使用」とは、航空機使用者が航空機を運航させることをいう。
- 「使用航空機」とは、航空機使用者が、第3条及び第4条の規定に基づき使用する航空機をいう。
- 「乗組み」とは、航空業務のために搭乗すること及び航空業務以外の業務であつて航空機に搭乗して行い、かつ、幕僚長又は防衛大学校等の長の定めるもの（以下「準航空業務」という。）のために搭乗することをいう。

(12) 「同乗」とは、乗組み以外の搭乗をいう。

(13) 「整備等」とは、整備、調達、補給、調査、試験、検査、技術開発又は研究をいう。

(自衛隊に属する航空機の使用)

第3条 航空機使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ所属の航空機（一時使用中のもの及び航空機の整備等のために保管中のもの並びに護衛艦等に搭載中のものを含む。）を使用することができる。ただし、一時使用中のもの及び航空機の整備等のために保管中のものにあつては、当該一時使用及び保管の趣旨に反してはならない。

(1) 自衛隊法第6章の規定により行動を命ぜられた場合又は行動する場合において、航空機を使用する必要があるとき

(2) 自衛隊法第100条から第100条の5まで、第100条の6第2項、第100条の8第2項、第100条の10第2項、第100条の12第2項、第100条の14第2項、第100条の16第2項及び第100条の18第2項に規定する業務を行う場合において、航空機を使用する必要があるとき

(3) 教育訓練に関し航空機を使用する必要がある場合

(4) 航空機及びその装備品又は航空燃料に関する整備等に関し航空機を使用する必要がある場合

(5) 偵察、連絡、観測、測量、写真撮影若しくは調査又は隊員の輸送若しくは自衛隊の使用する装備品等の輸送若しくは整備等のために航空機を使用する必要がある場合

(6) 自衛隊に係る事故又は災害のための捜索救助又は調査のために航空機を使用する必要がある場合

(7) 隊員の航空適性検査又は航空従事者の技能を維持するための訓練として行う飛行のために航空機を使用する必要がある場合

(8) 第7条第1項各号に掲げる者を同乗させるために航空機を使用する必要がある場合

(9) 前各号に掲げる場合のほか、部隊等の任務を遂行するために航空機を使用する必要がある場合

(10) その他防衛大臣が特に命じ又は承認した場合

(自衛隊に属しない航空機の使用)

第4条 航空機使用者が前条各号に掲げる場合において自衛隊に属しない航空機を使用する特別の必要があるときは、防衛大臣の承認を受けて使用することができる。

(使用航空機への搭乗)

第5条 航空機使用者は、職務上必要がある場合、使用航空機に搭乗することができる。

2 航空機使用者は、次条各号及び第7条第1項各号に掲げる者以外の者を使用航空機に搭乗させてはならない。

(使用航空機への乗組み)

第6条 航空機使用者は、次の各号のいずれかに該当する者を使用航空機に乗り組ませることができる。

(1) 航空機使用者が、職務上使用航空機に乗り組む必要があると認めた航空従事者、準航空業務に従事する隊員及び航空業務に関する教育を受けている隊員で、当該航空機使用者の監督又は指揮監督を受けるもの

(2) 幕僚長（搭乗しようとする航空機が所属する各自衛隊と同一の各自衛隊に所属する隊員については、当該隊員を指揮監督する部隊等の長）、情報本部長及び防衛大学校等の長が、職務上航空機に乗り組む必要があると認めて航空機使用者に対し、乗組みを依頼した航空従事者

(3) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にある合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第7条に規定するアメリカ合衆国政府の職員（以下「合衆国軍隊の構成員等」という。）で、航空業務の教育訓練に関し援助を行うことを任務とするもの

(4) 自衛隊法第100条の2及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の2第1号の規定により教育訓練の実施の受託を受けた場合及び部外者（隊員以外の者をいう。以下同じ。）が教官として航空業務

に関する教育を行う場合において、防衛大臣が、乗り組むことを承認した部外者

(5) 航空機使用者が、自衛隊に属する航空機又は航空機関係装備品の整備等に係る契約に関し、特に使用航空機に搭乗する必要があると認めた者

(6) 自衛隊の業務を遂行するため特に必要がある場合において、防衛大臣が承認した部外者
(使用航空機への同乗)

第7条 航空機使用者は、次の各号のいずれかに該当する者を使用航空機に同乗させることができる。

(1) 防衛大臣が、職務上航空機に搭乗する必要があると認めた隊員（防衛事務次官及び防衛審議官を除く。）

(2) 航空機使用者が、職務上使用航空機に搭乗する必要があると認めた隊員で、当該航空機使用者の監督又は指揮監督を受ける者

(3) 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官及び防衛審議官

(4) 内閣総理大臣又は防衛大臣に随行する秘書官及び警護警察官

(4)の2 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛事務次官及び防衛審議官に随行する隊員

(5) 官房長、局長、幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、地方総監、教育航空集団司令官、練習艦隊司令官、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空方面隊司令官、情報本部長及び防衛大学校等の長が、職務上航空機に搭乗する必要があると認めて航空機使用者に対し、搭乗を依頼した隊員（搭乗しようとする航空機が所属する各自衛隊と同一の自衛隊に所属する隊員については、当該隊員を指揮監督する部隊等の長が、職務上航空機に搭乗する必要があると認めて航空機使用者に対して搭乗を依頼した隊員）

(5)の2 自衛隊法第100条の5の規定により輸送する者

(5)の3 防衛大臣が、特に航空機に搭乗する必要があると認めた部外者

(6) 航空機使用者が、自衛隊法第6章の規定により行動を命ぜられた場合又は行動する場合において、行動の目的を達成するため又は特にその行動に関連し使用航空機に搭乗する必要があると認めた者（第11号の4に定める者を除く。）

(7) 航空機使用者が、使用航空機により緊急に輸送する必要があると認めた救急患者（次号の隊員を除く。）又はそのための医師若しくは付添人

(8) 公務上の災害を受けた隊員又はそのための医師、付添人若しくは家族

(9) 航空機使用者が、自衛隊に係る事故又は災害のための捜索救助のため又は特にその捜索救助に関連し使用航空機に搭乗する必要があると認めた者

(10) 航空機使用者が、自衛隊に属する航空機、航空機関係装備品若しくはレーダー基地に設備する通信電子器材の整備等に係る契約に関し、又は緊急に行う必要があるそれらの整備等に関し、特に使用航空機に搭乗する必要があると認めた者

(11) 合衆国軍隊の構成員等及びその通訳その他の随従者で、航空機使用者が、特に使用航空機に搭乗する必要があると認めた者

(11)の2 航空機使用者が、自衛隊法第100条の3の規定により運動競技会に協力する場合において、特に使用航空機に搭乗する必要があると認めた者

(11)の3 自衛隊法第100条の4に規定する科学的調査に従事する者

(11)の4 自衛隊法第76条第1項の規定により出動を命じられた自衛隊から行動関連措置（武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成

16年法律第113号) 第2条第8号に規定する行動関連措置をいう。)としての輸送の役務の提供を受けることとされた者、自衛隊法第77条の3第2項、第84条の5第2項第1号、第2号若しくは第5号、第100条の6第2項、第100条の8第2項、第100条の10第2項、第100条の12第2項、第100条の14第2項、第100条の16第2項若しくは第100条の18第2項の規定により輸送の役務の提供を受けることとされた者又は同法第84条の5第2項第4号の規定により活動を行う自衛隊から輸送の役務の提供を受けることとされたアメリカ合衆国、オーストラリア、英国、フランス、カナダ、インド若しくはドイツの軍隊に属する者

(12) 一般幹部候補生試験(大卒程度試験)受験者、一般幹部候補生試験(院卒者試験)受験者及び航空学生試験受験者で航空適性検査を受ける者

(13) 幕僚長又は次条第2項の規定に基づき、同条第1項の権限の一部を委任された者が、その所属航空機への搭乗を承認した部外者

2 前項の場合において、搭乗する航空機が輸送の目的で定期的に運航されるものであるときは、幕僚長又は幕僚長の指定する部隊等の長は、前項各号に掲げる者を当該航空機に同乗させることができる。

(幕僚長による承認の基準等)

第8条 幕僚長は、前条第1項第13号の部外者の搭乗については、当該部外者の搭乗が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に限り、これを承認することができる。

(1) 自衛隊の業務(広報業務を除く。)を遂行するに当たり特に部外者の協力を得るために、必要がある場合

(2) 自衛隊の広報業務(隊員募集のための広報業務を含む。)を遂行するに当たって、特に有効である場合

(3) 国会議員又は関係官公庁職員が、職務上自衛隊に関し調査又は視察を行う場合において、特に必要があるとき

(4) 自衛隊法第100条の2及び自衛隊法施行令第126条の2の規定により教育訓練の実施の委託を受けた場合において、特に必要があるとき

(5) 自衛隊法第101条の規定を実施するために、特に必要がある場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、自衛隊の業務を遂行するために、特に必要がある場合

(7) その他幕僚長が特に必要であると認める場合

2 幕僚長は、前項の権限の一部をその指定する者に委任することができる。

(搭乗条件の変更)

第9条 航空機使用者は、第6条及び第7条に規定する場合において、搭乗予定の航空機に特別の任務が与えられた場合又は気象状況に変化が生じた場合その他特別の必要がある場合には、機種の変更、期日の延期若しくは搭乗人員の制限を行い、又は承認の取消しを求めることができる。

(部外者が搭乗する場合の承認申請手続)

第10条 第7条第1項第13号の部外者の搭乗に関しては、航空機搭乗承認申請書(以下「申請書」という。)を、別表に定める基準に従い、申請者に提出させるものとする。この場合において、申請書を受理した者は、当該申請書の真正性について確実に確認を実施するものとする。

2 前項の申請書の様式は、別記様式第1のとおりとする。

3 部隊等の長は、当該部隊等の長が所属する各自衛隊と同一の各自衛隊に所属する航空機への搭乗に関し、申請書を受理した場合には、順序を経て速やかに幕僚長(第8条第2項の規定に基づき、同条第1項の権限の一部を委任された者を含む。以下「承認権者」という。)に対し、当該申請書を進達しなければならない。

4 部隊等の長は、当該部隊等の長が所属する各自衛隊以外の各自衛隊に所属する航空機への搭乗に関し、申請書を受理した場合には、速やかに承認権者に対し、当該申請書を送付しなければならない。

(自衛隊に属しない航空機に乗り組む場合)

第11条 航空従事者又は準航空業務に従事する隊員が、自衛隊に属しない航空機に乗り組んで航空業務又は準航空機業務を行う場合には、幕僚長又は防衛大学校等の長の承認を受けなければならない。

(報告)

第12条 幕僚長及び防衛大学校等の長は、自己又はその監督する部隊等の長が第6条第3号から第6号まで及び第7条第1項第5号の2から第13号までの規定により部外者をその所属航空機に搭乗させた場合には、四半期ごとに、その件数及び人員を実施場所別及び当該部外者が該当する規定別（当該部外者が同号に該当する場合にあつては、実施場所別及び第8条第1項各号の規定別）に区分し、別記様式第2により防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第13条 この訓令に定めるもののほか、航空機の使用及び搭乗に関し必要な事項は、幕僚長又は防衛大学校等の長が定める。

附 則

この訓令は、昭和36年1月12日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和38年4月1日庁訓第14号）

この訓令は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月11日庁訓第13号）

この訓令は、昭和41年4月11日から施行する。

附 則（昭和42年7月26日庁訓第14号）

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則（昭和43年1月19日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月21日庁訓第57号）

この訓令は、昭和47年11月21日から施行する。

附 則（昭和48年2月17日庁訓第6号）

この訓令は、昭和48年2月22日から施行する。

附 則（昭和50年6月4日庁訓第26号）

この訓令は、昭和50年6月6日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（昭和60年10月31日庁訓第37号）

この訓令は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月18日庁訓第44号）

この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日庁訓第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日庁訓第15号）

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則（平成元年3月14日庁訓第9号）

この訓令は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成4年6月19日庁訓第45号）（抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年6月19日から施行する。

附 則 (平成4年8月10日庁訓第49号)

この訓令は、平成4年8月10日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日庁訓第17号)

この訓令は、平成6年3月28日から施行する。

附 則 (平成6年11月18日庁訓第58号)

この訓令は、平成6年11月18日から施行する。

附 則 (平成8年10月18日庁訓第52号)

この訓令は、平成8年10月22日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日庁訓第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年2月26日庁訓第3号)

この訓令は、平成10年2月26日から施行する。

附 則 (平成11年8月24日庁訓第45号)

この訓令は、平成11年8月25日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の航空機の運航に関する訓令第13条の2第2項第5号及び第13条の3第2項第5号中自衛隊法第100条の9の規定に基づき後方地域支援としての物品又は役務の提供を実施する場合に係る部分の規定は、同年9月25日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年2月26日庁訓第9号)

この訓令は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年11月2日庁訓第76号)

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則 (平成15年8月1日庁訓第59号)

この訓令は、平成15年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月28日庁訓第60号)

この訓令は、平成16年7月29日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号) (抄)

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則 (平成19年3月27日省訓第10号)

この訓令は、平成19年3月28日から施行する。

附 則 (平成19年8月30日省訓第145号) (抄)

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月15日省訓第1号)

この訓令は、平成20年1月16日から施行する。

附 則（平成20年 3 月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年 3 月26日から施行する。

附 則（平成21年 7 月29日省訓第48号）

この訓令は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月 4 日省訓第32号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年11月26日省訓第38号）

この訓令は、平成24年11月26日から施行する。

附 則（平成25年 1 月17日省訓第 4 号）

この訓令は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（平成25年 5 月30日省訓第35号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、国公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成26年 5 月30日）から施行する。

附 則（平成26年 7 月24日省訓第40号）

この訓令は、平成26年 7 月25日から施行する。

附 則（平成27年10月 1 日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日省訓第18号）

この訓令は、平成28年 3 月29日から施行する。

附 則（平成29年 6 月23日省訓第39号）

この訓令は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日省訓第15号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年 3 月27日から施行する。

附 則（平成30年 9 月14日省訓第39号）

この訓令は、平成30年 9 月14日から施行する。

附 則（令和元年 6 月21日省訓第 9 号）

この訓令は、令和元年 6 月 2 6 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 7 月 1 8 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月28日省訓第67号）

この訓令は、令和 2 年12月28日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 9 日省訓第48号）

この訓令は、日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月11日省訓第278号）

この訓令は、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。

別表（第10条関係）

搭 乗 者	申 請 者
国家公務員(国会議員を除く。)又は地方公務員 (地方公共団体の議会の議員を除く。)	旅行命令権者
国会議員	本人
地方公共団体の議会の議員	本人
防衛省記者クラブに所属しない報道関係者 (職務上搭乗する場合に限る。)	社長、編集長又は部局長
防衛省記者クラブに所属する報道関係者	本人
会社その他の団体の役職員又は構成員 (職務上搭乗する場合に限る。)	社長、会長、理事長、委員長、組合長その他当 該団体の最高責任者
以上に掲げる以外の者	本人

(注) 部外者に搭乗を依頼する場合には、申請者は、当該依頼者又はその部下職員で当該搭乗理由に関係のある部局に属するものとする。

航空機搭乗承認申請書

年 月 日

殿

申請者 職名
氏名

航空機の搭乗について、下記により承認されたく申請します。

記

- 1 搭乗者の職名（学校名、学年）、氏名及び年齢
- 2 搭乗理由
- 3 搭乗予定日及び搭乗区間
- 4 搭乗航空機の型式
- 5 その他必要な事項
- 6 事故があつた場合の通知先

この搭乗に当たっては、機長及び関係担当官の指示に従つて行動します。

搭乗者 住所
氏名

この搭乗に同意します。

親権者 住所
氏名

（注1）搭乗者が未成年の場合には、親権者の同意を得ること。

（注2）申請者が搭乗者又は搭乗者の親権者と異なる場合には、申請者は、搭乗者又は当該親権者の同意を確実に得るとともに、搭乗者又は当該親権者に対し、申請書にその住所及び氏名を記載する旨を確実に伝達すること。

